

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(人口構造)

高石市の人口は、1985年に66,974人のピークを迎え、その後は減少が続き2015年に56,529人となっています。団塊の世代や団塊ジュニア世代の層が特に厚く、近い将来に高齢者・後期高齢者が急激に増加することが予測されるため、これまで社会を支えていただいた方々ができる限り健康で活躍でき、また、地域で支え合う体制づくりが必要となっています。

(産業構造)

高石市は2014年現在2156の事業所があり、うち約70%の1524社を小規模事業者が占め、市域の約40%である臨海部は、堺泉北港を中心とした堺泉北臨海工業地帯が形成されており、鉄鋼や石油化学産業等の製造業を中心とした230事業所が立地し、製造業の売上高は市内全体の86.0%を占めています。一方、内陸部は、住宅地となっており、卸売・小売業、サービス業を中心とした多くの事業所があります。

(中小企業者の実態)

高石市の中小企業者は、2014年現在2145の事業所があり、市内全事業所数の99.5%を占めております。事業所数は、2012年から2014年までに48の事業所が減少しており、その原因は少子高齢化や人手不足によるものと考えております。また、近年は、特に若年層の人材が確保できないなど深刻な人手不足となっております。

(2) 目標

本市においても、少子高齢化、人口減少の中、将来予想される中小企業等の人手不足解消のため、市内の中小企業等の設備投資を促進し労働生産性を高め、地域経済の一層の活性化を図るため、認定事業者を年間5件以上とし、3年間で15件以上を目標とする。

(算出根拠)

平成29年度経営力向上計画の市内認定事業者数3件の約1.5倍

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業所の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

高石市の産業は、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条の要件を満たす先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本市が導入を促進する対象地域については、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本市が導入を促進する対象業種・事業については、すべての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

① 既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

② 健全な地域経済の発展に資するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。